

保険

後期高齢者医療制度にご加入の皆さまへ
ジェネリック医薬品使いませんか？

ジェネリック医薬品を使用した場合、1カ月の自己負担額が200円以上軽減される可能性がある方を対象に「ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ」を5月下旬から6月上旬にかけて送付しています。

患者負担の軽減や医療保険財政の改善のため、ジェネリック医薬品の使用をご検討ください。

●ジェネリック医薬品とは

先発医薬品（新薬）の特許が終了した後に発売される医薬品です。先発医薬品と同等の品質・有効性・安全性を持つと国から認められています。開発費が抑えられるため、先発医薬品より低価格で提供され経済的です。

※ジェネリック医薬品への切り替えを強制するものではありません。薬の切り替えをお考えの方は、かかりつけの医師または薬剤師にご相談ください。変更制限がなければ、ジェネリック医薬品への切り替えが可能です。

問 和歌山県後期高齢者医療広域連合
☎073・428・6688

後期高齢者医療制度の資格確認書の色が「水色」に変わります

現在お使いの資格確認書の有効期限が令和8年（2026年）7月31日（金）で切れるため、更新します。この機会に保険証としてマイナンバーカードのご利用をご検討ください。新しい資格確認書は「水色」です。7月初旬から順次簡易書留郵便で送付予定です。

●今回お届けする「水色」の資格確認書

お手元に届いたときからお使いいただけます。新しい資格確認書が届くまでは、現在お持ちの「薄い緑色」をお使いください。

●現在お持ちの「薄い緑色」の資格確認書

8月1日（土）以降は使用できません。新しい「水色」の資格確認書か資格情報のお知らせが手元に届き次第「薄い緑色」の資格確認書は処分してください。

※処分の際は、住民課（吉備庁舎）やすぎ福祉課（金屋庁舎）・清水行政局住民福祉室にお越しの際にご返却いただくか、住所や氏名が他人に知られないようご自分で細かく裁断するなどしてください。

●その他

令和8年度（2026年度）住民税の課税所得などにより、一部負担

金の割合が変更になっている場合があります。次の例をご確認ください。

- ①今まで1割だった方が2割負担に変更となる場合／「2割（令和8年7月31日までは1割）」と表示されます。
- ②今まで1割だった方が3割負担に変更となる場合／「3割（令和8年7月31日までは1割）」と表示されます。

●令和8年（2026年）8月からの資格確認書

84歳以下の方で直近1年間にマイナ保険証の利用が6回以上、かつ直近3カ月以内に利用している方は「資格情報のお知らせ」が交付されます。前記以外の84歳以下の方と85歳以上の全ての方は、令和9年（2027年）7月末まで使える「資格確認書」が交付されます。マイナンバーカードと保険証をひも付けされていない方でも「資格確認書」で医療を受けられます。

※令和8年（2026年）8月からの資格確認書・資格情報のお知らせは、7月中にお届けする予定です。

●マイナンバーカードを使うメリット

- ・救急現場でも使えます。ご自身で説明することが難しい状態でも、救急隊が通院や薬の記録を確認でき、適切な応急処置や医療機関への搬送につながります。

・手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証などがなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

・マイナンバーカードには、医療情報などのプライバシー性の高い個人情報が入っていません。マイナンバーカードがあれば、急病のときなどさまざまな場面で役立つため、ぜひ普段から持ち歩いてください。

問 住民課（吉備庁舎）・和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073・428・6688

ありがたわ防災・行政ナビの登録を

防災無線の放送内容やハザードマップ、緊急情報を確認できます。お出かけ先でも有田川町の情報をチェック！「ライブビジョンアプリ」をインストールしてください。無料で利用できます。



iOS (iPhone)



android (スマートフォン)